

本城小 いじめ防止基本方針



令和8年4月

銚子市立本城小学校

学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本城小学校における学校いじめ防止基本方針（以下、学校基本方針）は、本城小児童の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者と連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処のための対策等を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

（学校いじめ防止基本方針）※いじめ防止対策推進法

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

目次

- (1) はじめに
- (2) 基本理念について
- (3) 学校いじめ対策組織について
- (4) いじめの未然防止について
- (5) いじめの早期発見について
- (6) いじめの相談・通報について
- (7) いじめを認知した場合の対応について
- (8) 指導について
- (9) 重大事態の対応について
- (10) いじめ解消の定義
- (11) 公表・点検・評価について
- (12) 年間計画一覧
- (13) その他
- 【別紙1】 学校生活（いじめ）アンケート
- 【別紙2】 重大事態報告書
- 【別紙3】 いじめの未然防止に向けたチェックリスト
- 【別紙4】 いじめ早期発見のためのチェックリスト
- 【別紙5】 いじめ指導記録カード

2 基本理念について

(1) いじめの定義(法第二条第一項)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本理念(法第三条)

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(3) 学校及び学校の教職員の責務(法第八条)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときには、適切かつ迅速にこれを対処する責務を有する。

3 学校いじめ対策組織について(法第二十二条)

[学校におけるいじめの防止等の対策のための組織]

(1) 「チーム本城委員会」の組織

① 構成メンバー

<校内>

- ・校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・藤原・当該学級担任
- ・長欠対策担当教員・教育相談担当教員

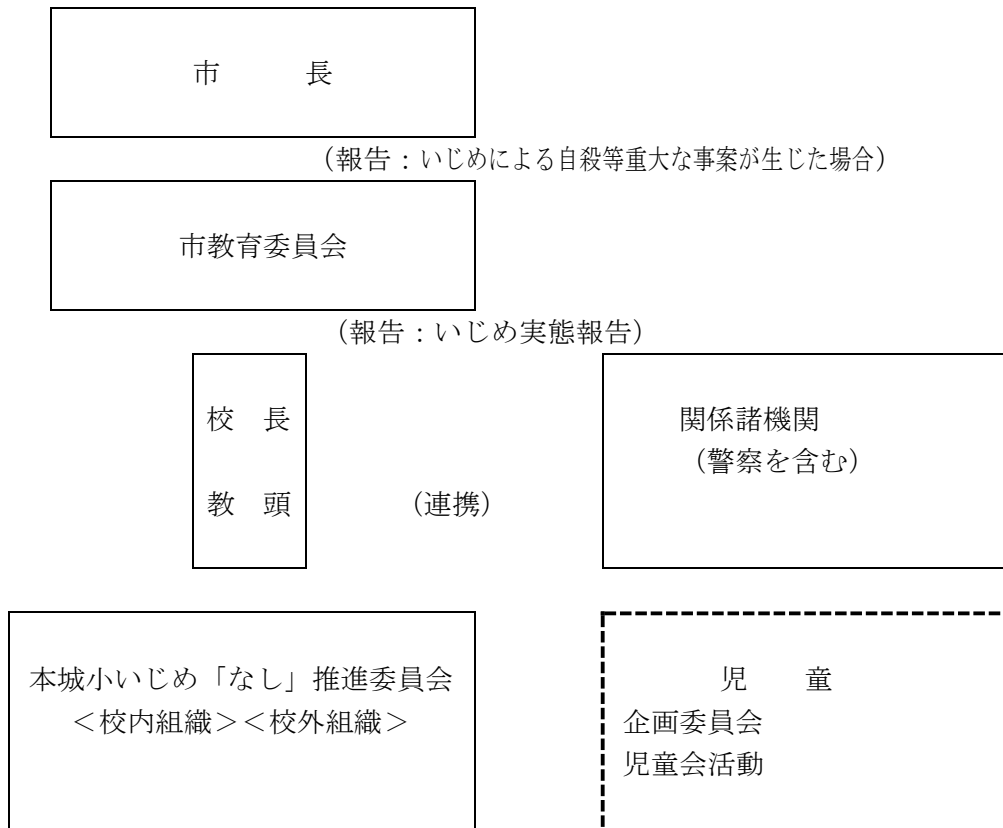
<校外>

- ・学校運営協議会委員・スクールカウンセラー・PTA本部役員・駐在所警察官
- ・民生委員・主任児童委員・児童代表(会議には参加しない)

(2) 本城小校内いじめ「なし」推進委員会の組織

① 構成メンバー 全職員

<いじめ防止の組織図>



4 いじめの未然防止について

(1) 児童・保護者への啓発活動

<児童>

- ・ 全校集会での講話
- ・ 映像資料の活用
- ・ 児童同士の話し合い活動 (児童集会、意見交換)
- ・ いじめ防止標語やポスター作成
- ・ 相談窓口の周知 (誰に相談できるか明確化)

<保護者>

- ・ 学校だより、学年だより、ホームページの活用
- ・ 保護者会でのいじめに関する情報共有
- ・ 家庭での見守りポイントの提示 (SNS 利用含む)

(2) 職員の研修

<研修のポイント>

- ・ 教職員の不適切な発言の防止
- ・ いじめを誘発する要因の根絶 (過度の競争意識、勝利至上主義、児童のストレス低減)

など)

- ・事例研究（ケーススタディ）
- ・児童理解（発達特性や背景）の共有
- ・スクールカウンセラー等との連携方法
- ・児童の小さな変化への気付き（表情・行動・交友関係）
- ・情報共有の徹底（報告・連絡・相談の迅速化）
- ・学級経営の安定（安心できる居場所づくり）
- ・SNS・ネットいじめへの対応理解

（３）生徒指導の実践上の４つの視点

- ①児童一人一人に「自分も一人の人間として大切にされている」という「自己存在感」を持たせる場面
- ②児童一人一人に自ら考え選択し、決定する自己決定の場面を与える取組
- ③自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考える共感的人間関係
- ④お互いの個性や多様性を認め合い、安全、安心な学校生活を送れる風土の醸成

（４）計画的・組織的な指導計画と実践及び児童の自発的な活動を支援する取組

- ・道徳教育
- ・自発性を高める視点での学級活動
- ・いのちを大切に作るキャンペーン
- ・豊かな人間関係づくり実践プログラム
- ・児童会の活動

（５）児童の活動：企画委員会

- ・いじめ撲滅の呼びかけ

５ いじめの早期発見について

（１）定期的なアンケート調査（月１回、２０日前後に実施）

- ・調査実施時期（朝の会等）・調査項目・調査方法の配慮
（調査項目は、インターネットを通じたいじめ内容も含む）
- ・調査から得られた情報についての対応（全体指導・個別指導）
- ・管理職への結果の報告
- ・プライバシーの厳守

（２）定期的な教育相談（６月・１０月・２月の年３回の実施）

- ・学級担任が中心となる全員を対象とした教育相談（悩み・進路・学習・友人）
- ・アンケート調査後に実施（一人１０分～１５分）
- ・必要に応じて、保護者に連絡し家庭との連携
- ・必要に応じて、校内推進委員会で協議し、組織で対応
- ・出てきた問題を「語る会」で共通理解 分かった段階で管理職に報告

（３）適宜必要に応じた教育相談

- ・担任だけでなく、養護教諭や全ての職員が必要と思われる児童を対象に教育相談

- ・(悩み・学習・友人)～相談ポストや直接の相談に対応。管理職に必ず報告
- ・必要に応じて、保護者に連絡し家庭との連携
- ・必要に応じて、校内推進委員会で協議し、組織で対応

(4) 観察と巡回

- ・休み時間等、授業時間以外の児童の人間関係を観察(特に、休み時間で一緒に遊ぶ)
- ・日常的にトイレ、体育館、特別教室等の巡回

6 いじめの相談・通報について

(1) 学校内でいじめ相談・通報窓口の設置

- ・教頭、教務主任、養護教諭が窓口となる
- ・「話す勇氣」の指導は、全校集会や低、中、高学年集会で行う

(2) 学校外でいじめ相談窓口の設定

- ・千葉県警察ヤングテレフォン 0120-783-497
- ・子どもの人権110番 0120-007-110
- ・地域の民生委員、児童委員
- ・「話す勇氣」の指導は、全校集会や各学級の学級活動で行う

7 いじめを認知した場合の対応について

＜認知の段階での対応＞

本城小いじめ「なし」推進委員会の立ち上げ

- ・いじめの疑いを認識した職員が生徒指導主任に報告

↓

- ・生徒指導主任が管理職に報告し、校内組織が対応策を検討
- ・校外組織、関係諸機関との連携

(1) いじめを受けた児童

教育相談・事実確認

- ・心情を理解した具体的対応・徹底して守り抜くことを本人、保護者に伝える。
- ・今後の対応について説明。不安な点を聞き、対策案を示す。
- ・細かな点に配慮した対応について具体例を示す。

(2) いじめを行った児童

教育相談・事実確認

- ・聴取の体制、記録の保存、聴取時間や場所の環境に配慮する。休憩や食事の時間の確保、暴言や威圧等の不適切な聴取方法をしない。
- ・いじめを行った児童が、周辺の児童やいじめを受けた児童に圧力(物理的、精神的)をかけることを防止するよう留意する。

(3) 周辺の児童

- ・教育相談・事実確認～情報の収集(アンケート調査等)

(4) 保護者

- ・結果について、いじめを受けた児童・その保護者への情報提供、いじめを行った児童、その保護者に事実を通知する。

8 指導について

(1) いじめを受けた児童へのケア

- ・安心して学校生活を送れるための支援
- ・カウンセラーの活用
- ・周囲の仲間の支援体制
- ・保護者への支援
- ・複数の教職員による相談窓口

(2) いじめを行った児童への指導

- ・いじめは絶対に許されないと強く指導するとともに、なぜそのような行動をとってしまったのか、背景を探る。
- ・保護者への助言
- ・いじめを受けた児童やその情報を提供した児童へ圧力を加えない旨の指導

(3) 全体指導

- ・いじめは許されない行為で、それを許さない環境を作っていこうと再確認する。もし、見たり聞いたりした場合は、勇気をもって教師に話すことの意識付けをする。

(4) 場合により、加える指導：保護者への理解をお願いする場面

- ①指導後もいじめを受けた児童が恐怖のあまり教室に入れなかった場合、いじめを受けた児童が安心して学習に取り組むことができるようにするため、いじめを行った児童を別の場所で学習をする等の措置をとる。
- ②児童がいじめを行っていて、教育上必要があると認める場合は、学校教育法第十一条に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える措置をとる。

9 重大事態の対処について

(1) 重大事態の基準

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態が発生した場合の対応

- ①市教育委員会・市・県への報告、指導を受ける
場合により警察等関係諸機関へ連絡
- ②いじめ「なし」推進委員会・職員会議の実施
- ③保護者（P会長他）への連絡、必要に応じてP会長他への連絡及び保護者会の実施
- ④マスコミ対応と窓口の一本化（教頭）
- ⑤スクールカウンセラー等校外組織に連絡し、援助を受ける
- ⑥児童への援助：重大事態発生翌日の対応 他

10 いじめ解消の定義について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ「なし」推進委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

11 公表・点検・評価について

本城小いじめ「なし」推進基本方針の公表・点検・評価について

- ・ホームページで公表する。教育計画で公表する。
- ・学校だよりで公表する。
- ・学校評価アンケートの中で、「いじめ問題への取組」項目を設け、保護者・職員で評価する。
- ・本城小いじめ防止基本方針を毎年2月に見直し、点検、改善を図る。

1 2 年間計画一覧

月	いじめ実態調査アンケート	教育相談	児童：企画委員会活動	職員会議時実施子どもを語る会	P D C A	備 考
4	○		○	○		家庭訪問 (児童自宅確認)
5	○		○			
6	○	○	○		調査	いのちを大切にするキャンペーン集会
7	○		○	○	分析	個人面談
8	○				見直	
9	○		○		公表	企画委員会：いじめ撲滅キャンペーン スマホ・ケータイ安全教室
10	○	○	○			
11	○		○			
12	○		○	○	調査	スマホ・ネット安全教室
1	○		○		分析	
2	○	○	○		見直	
3	○		○	○	公表	

1 3 策定および改正

- (1) 策定日 平成26年5月8日
- (2) 平成27年3月12日 一部を改正
- (3) 平成28年3月10日 一部を改正
- (4) 平成30年3月 8日 一部を改正
- (5) 令和2年4月 15日 一部を改正
- (6) 令和3年4月 15日 一部を改正
- (7) 令和5年4月 14日 一部を改正
- (8) 令和6年4月 15日 一部を改正
- (9) 令和7年4月 15日 一部を改正
- (10) 令和8年4月 15日 一部を改正

【別紙1】

学校生活アンケート

ねん くみ ばん なまえ

これはテストではありません。4月のことでこたえてください。

- 1 学校生活は楽しいですか。
() 楽しい () ふつう () あまり楽しくない
- 2 べんきょうや運動をがんばっていますか。
() はい () いいえ
- 3 あなたには、いま、いやなことがありますか。
() はい () いいえ
- 4 あなたのまわりで、いやな思いをしている人はいますか。
() います () いません
- 5 先生に伝えたいことはありますか。
() はい () いいえ

【別紙 2】

重 大 事 態 報 告 書

年 月 日

銚子市教育委員会 様

銚子市立本城小学校長

○ ○ ○ ○ ○ 印

このことについて、下記のとおり報告します。

記

I 重大事態の概要

1 重大事態の種別

※種別は、「生命への重大な被害」「心身への重大な被害」「財産への重大な被害」
「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」である。

2 発生日時

3 発生場所

4 当事者

5 重大事態の程度

※程度は、「自殺（の企図）」「身体への重大な傷害」「金品等のに重大な被害」
「精神性疾患の発症」「年間 30 日程度の欠席を余儀なくされている疑い」
「一定期間、連続しての欠席を余儀なくされている疑い」
「児童（保護者）から重大事態の申立て」である。

II 重大事態の状況

1 重大事態の状況と現場見取図

2 重大事態の原因

III 重大事態発生後の処置

※校長所見を含む

【別紙3】

いじめの未然防止に向けたチェックリスト

担任として学級経営を見直すチェックリスト

直接いじめの加害児童・被害児童になっていない児童たちでも、いじめが起きやすい雰囲気の中でいると心が乱れてきます。反対に、学級の環境を整備することで、児童たちの心が豊かになり、温かい人間関係を築くことが可能になります。個々では、学級担任として、日々の学級経営を見直す際のチェックポイントを示すので、見直す機会としてください。

【教師の言動】

- 児童の言い分に耳を傾けている。
- 児童の良さを見つけようとしている。
- 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。
- えこひいきや差別をせずに児童に接している。
- やたらと競争心をあおったり、個人の責任を集団に押しついたりすることがない。
- 個人のプライバシーを守っている。
- 1日に1回は会話をするなど、どの児童とも関わり合いを持っている。
- 教師自身が児童を傷つけること、いじめを助長するような言動をしない。

【授業時間・学級活動】

- 分かりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
- どの児童の発言にも、全員が耳を傾けている。
- 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができています。
- リーダーに協力する支援体制ができています。
- 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

【日々の生活】

- 誤りを認め、許し合えるムードがある。
- 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。
- 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。
- 昼食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。

【教員同士の連携・保護者との連携】

- 職員会議や他の会議で、児童の様子を情報交換できる場が確保されている。
- 日頃から職員室に、児童や学級の様子を気楽に話題にできるムードがある。
- 学級だよりなどで、学年・学級の取組の様子が保護者に示されている。
- 日頃から、個々の児童の様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。
- いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。

※上記のチェックリストは参考例です。児童たちの実態に応じて、工夫して活用する

ようにしてください。

【別紙4】

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあった グループ分けをすると特定の子どもが残りする
- 班にすると机と机の間に隙間がある 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある

いじめられている児童

- 日常の行動・表情の様子
 - わざとらしくはしゃいでいる おどおど、にやにや、にたにたしている
 - 下を向いて視線を合わせようとしない 顔色が悪く、元気がない
 - 早退や一人で下校することが増える 遅刻・欠席が多くなる
 - 腹痛等体調不良を訴えて保健室に行きたがる ときどき涙ぐんでいる
- 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 授業中・休み時間
 - 発言すると友達から冷やかされる 一人でいることが多い
 - 班編制の時に孤立しがちである 教室へいつも遅れて入ってくる
 - 学習意欲が減退し、忘れ物が増える 教職員の近くにいたがる
 - 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 昼食時
 - 好きなものを他の児童にあげる 他の児童の机から机を少し離している
 - 食事の量が減ったり、食べなかったりする 食べ物にいたずらされる
- 清掃時
 - 常に雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている 一人で離れて掃除をしている
- その他
 - トイレ等に個人を中傷する落書きが書かれる 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
 - 持ち物が壊されたり、隠されたりする 理由もなく成績が突然下がる
 - 怪我の状況と本人がいう理由が一致しない 服に靴の跡がついている
 - 手や足に擦り傷やあざがある

ボタンがとれたりポケットが破れたり
している

部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す

必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする

いじめている児童

家や学校で悪者扱いされていると思っ
ている

多くのストレスを抱えている

あからさまに、教職員の機嫌をとる

特定の児童にのみ強い仲間意識をもつ

教職員によって態度を変える

教職員の指導を素直に受け取れない

グループで行動し、他の児童に指示を出す

他の児童に対して威嚇する表情をする

活発に活動するが他の児童にきつい言葉をつかう

※上記のチェックリストは参考例です。児童たちの実態に応じて、工夫して活用するようにしてください。

【別紙5】

いじめ指導記録カード

被害児童	年 組 番	氏名	(男・女)
関係する児童氏名 (年・組)	(加害児童等、関係すると思われる児童名)		
内 容	(いじめの発端、いじめが発見されたきっかけ、いじめの態様、加害児童の状況、保護者の状況等)		
報告の状況	(第一報を、いつ、誰が、誰に、どのような内容の報告を行ったか。)		
対 応 状 況			
月 日	被害児童への対応内容	加害児童への対応内容	
	(被害児童の状況、対応内容、保護者への対応、今後の方針等を簡潔に記載) (聴取した内容等の詳細は別紙に記載し添付)	(加害児童の状況、対応内容、保護者への対応、今後の方針等を簡潔に記載) (聴取した内容等の詳細は別紙に記載し添付)	

